

阿武隈高地のしいたけ原木ブランドの再生 ～森林環境譲与税の活用～

自民党東日本大震災復興加速化本部顧問
福島県森林組合連合会顧問
根本 匠

1. 「里山・広葉樹林再生プロジェクト」とは

(1) プロジェクト創設の経緯

東日本大震災以前の福島県では、阿武隈高地をはじめ県内各地でコナラなどのしいたけ原木が生産され、県外への出荷も盛んに行われていたが、震災後は伐採や更新が進まず放置され、人手が入らない山はナラ枯れなどにより荒れ果てていた。

こうした中、自民党東日本大震災復興加速化本部の「食品等のお荷制限の合理的なあり方検討プロジェクトチーム（座長：根本匠復興加速化本部本部長代行＝当時＝）」が、「しいたけ原木生産等の生業の回復を図るため、広葉樹林の再生に向けた取り組みへの支援を抜本的に拡充すべき」と提言（令和3年3月）。これを受けて林野庁が中心となって「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を立ち上げ、令和4年度から、しいたけ原木林の計画的な再生に向けた取り組みがスタートした。

同プロジェクトでは、原木林資源の状況や将来の原木需要などについて地域の関係者と検討を進め、20年の歳月をかけて5,000haの原木林を計画的に再生（毎年250haを伐採・更新）することとしている。

(2) プロジェクトの実績（令和4～6年度）

県内24市町村が策定した再生プランに基づき、令和4年度からの3年間で706haの伐採・更新が行われている。

	事故前の 原木林面積	再生すべき 森林面積	整備実績
福島県	約10,000ha	5,000ha	706ha
うち田村市、須賀川市、鏡石町、 石川町、平田村、古殿町、 三春町、小野町	5,898ha	1,621ha	341ha

2. 「里山・広葉樹林再生プロジェクト」の現状と課題

(1) 萌芽整理の意義

原木しいたけなどの栽培には、20年生前後のコナラなどから生産された1m程度の通直な原木が利用される。

このためコナラなどが集団的に生育している原木林では、萌芽枝を初期の段階で選択整理する「萌芽整理（芽かき）」を適切に行い、通直かつ径級の揃った萌芽枝をより多く育てることで良質なしいたけ原木林を再生できる。

(2) プロジェクトの課題

「里山・広葉樹林再生プロジェクト」は、震災後、管理が放棄され荒廃した里山の広葉樹を伐採し、切り株からの萌芽更新を促すことで、広葉樹林の自然循環を取り戻そうとする試みである。通常、成長した広葉樹は、径級の大きなものは製材・家具などに、用材利用に向かないものはチップとして利用されるため、萌芽枝を選択整理するまでの必要はないものとされ、本プロジェクトにおいては萌芽整理を事業の対象とはしていない。

(3) 県内の組合の意向

○しいたけ原木林の造成において、「萌芽整理は必ずしも必要でない」との議論があることから、県内の数組合の状況を確認。その結果は以下の通り。

福島県北森林組合

- ・原発事故以前においては、広葉樹林の伐採後の萌芽整理は実施しておらず、天然更新後の次回伐採時にパルプ・チップを生産する中で、しいたけ原木に適する直径10～12cmの材をしいたけ原木として出荷していた。このため、伐採時にしいたけ原木として出荷できる材積は、現場状況により3割～7割程度とばらつき。
- ・しかし、広葉樹林再生事業によりしいたけ原木林の再生に取り組んでいることから当該箇所は萌芽整理を実施し、良質なしいたけ原木林に仕立てる必要があると考えている。

ふくしま中央森林組合都路事業所

- ・原発事故以前は、全国から引き合いのある良質なしいたけ原木の産地であったことから、造林補助事業により適時に萌芽整理を実施してきた。
- ・しかしながら、森林所有者に補助残分の負担を求めることは現実的に困難なことから、不足分を組合が負担すること等により対応していた。

○通常、しいたけ原木林として仕立てる場合には、萌芽整理を実施し20～25年で適寸の原木を生産するのに対し、パルプ・チップを生産する中で適寸の原木を選別する場合は、さらに5～15年程度要するとともに、同一の太さでも硬さなど材質が異なること等が想定。良質な原木林の再生には、萌芽整理は不可欠である。

3.阿武隈高地などのブランドの再生

- 阿武隈高地等福島県は良質なしいたけ原木の産地であり、全国有数のしいたけ原木生産・供給県であった
- 自然の恵みを取り戻し、里山を再生し、福島の復興の象徴となる良質な原木ブランドを復活させるためには、萌芽整理は欠かせない

4.「里山・広葉樹再生プロジェクト」の発展的活用、森林環境譲与税を組合せ

再生プランに基づき伐採・更新が行われた里山・広葉樹林を、良質なしいたけ原木林として再生させる萌芽整理を進めるためには、「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を発展的に活用する視点から、森林整備事業（造林補助事業）と森林環境譲与税の活用が考えられる。

(1) 森林整備事業と森林環境譲与税の組合せ

- ・森林整備事業（国（51%）・県（17%）の補助）は、森林所有者が経費の一部を負担（32%）するものだが、これに森林環境譲与税を充てることで森林所有者の負担を市町村が引き受けることが可能。
- ・森林整備事業と森林環境譲与税とを組み合わせることで、単位面積あたりに充当する譲与税の額が少なくなり、より多くの箇所（面積）で事業実施が可能。
- ・ただし、森林整備事業の活用には、一定規模の森林を対象に森林経営計画の認定が必要。

(2) 森林環境譲与税のみで対応する場合

- ・市町村の判断により、森林所有者や森林組合の希望等を考慮し、時期や規模など柔軟に対応することが可能。
- ・森林経営計画の認定は不要であり、小規模な場所での実施が可能。ただし、1箇所当たりの譲与税充当額が大きくなる。

5.森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績などを踏まえ、譲与税の譲与基準について、自民党税制調査会において私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しが行われ、令和6年度から新たな基準に基づく譲与額が市町村に配分された。

これにより山間部の自治体の譲与額は増加したものの、関係する県内の各市町村においては譲与税が十分に活用されておらず、未使用分は基金として積み立てられている。

一方、萌芽整理に要する費用は、639千円/ha（現場監督費及び社会保険料を含む。）と想定され、市町村に配分された単年度の譲与額でも十分に萌芽整理を実施することは可能。積み立てられている基金も活用可能であることから、地域資源を活用した創造的復興を進める観点から市町村において森林環境譲与税を積極的に活用すべきである。

〈参考〉

○自民党「食品等の出荷制限の合理的なあり方検討PT」提言（抜粋）

「食品等の出荷制限の合理的なあり方に関する提言」（令和3年3月8日）

座長 根本 匠（自）復興加速化本部本部長代行

2 里山の再生について

福島県では、針葉樹の生産と併せて、しいたけ栽培用の原木の生産を実施してきた。原発事故前まで、県内で生産されたしいたけ原木は年間約3万 m^3 （平成18～22年の5か年の平均）で、県内のしいたけ栽培者への提供にとどまらず、全国へのお荷を行っており、全国有数のしいたけ原木生産県であった。

原発事故後、平成23年にしいたけ原木の指標値が50Bq/kgに設定され、原木の生産が再開できた地域は限定的で、生産量は大幅に減少し、令和元年では0.13万 m^3 と原発事故前の4%程度にとどまっております。福島県一円においてしいたけ原木の生産が困難な状況が継続している。

しいたけ原木林は、伐採木の切り株からの萌芽により更新される。また、20年前後で伐採して更新していかないと循環した森林資源の活用ができなくなる。県及び国の事業により、しいたけ原木の再生に向けた放射性物質検査及び伐採、更新施業が実施されており、例えば、広葉樹林再生事業については7年実施してきているが、令和元年度の実績で約12ha、令和2年度計画でも50ha程度にとどまっている。現在の事業規模では、森林資源の活用と管理の循環サイクルが機能せず、里山の荒廃につながるため、事業規模を拡大していく必要がある。

その際、しいたけ原木として利用できないものについて新たな利活用の検討も進めていく必要がある。

加えて、しいたけ原木林は、多くの広葉樹で構成され、その多くが里山に分布している。このため、里山全体の整備が必要であり、計画的かつ中・長期的に取り組むことが必要となる。

しいたけ原木の生産が困難な状況が解消されないと、森林・林業を含めた地域経済の再生ができない。また、しいたけ原木林を含めた里山林は、豊かな環境・景観、日々の生活に不可欠な森林であり、これを荒廃させてはならない。

【提言12】

里山を計画的に再生し、しいたけ原木生産等の生業の回復を図るため、森林の生育状況や放射性物質の動態、しいたけ原木を含む広葉樹材の需要などを総合的に踏まえて、新たに広葉樹林再生・里山再生プロジェクト（仮称）を立ち上げ、関係者と連携して推進するなど、広葉樹林の再生に向けた取組への支援を抜本的に拡充すべきである。

令和7年6月26日

その際、原木生産の実態を把握した上で、担い手の確保にも努めるべきである。
また、原木きのこ生産にかかるかかり増し経費等について引き続き東京電力による賠償を継続するとともに、生産資材等の導入に対する支援を継続するべきである。

市町村別の森林環境譲与税の状況

市町村	令和6年度譲与額	令和5年度末基金残高
田村市	69,406千円	134,615千円
須賀川市	26,846千円	53,849千円
鏡石町	2,714千円	6,989千円
石川町	17,803千円	48,456千円
平田村	15,997千円	23,066千円
古殿町	45,590千円	81,289千円
三春町	8,642千円	14,735千円
小野町	28,624千円	53,259千円

<参考>

- 「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」
(通称：ポジティブリスト) 令和5年6月 林野庁・総務省
- ・森林環境譲与税を活用し実施可能な取組の例のリストを公表
- ・人工林の整備等において、森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈等の森林整備への補助(上乗せ含む)が記載